(2)　施行マンションに現に居住する六十歳以上の者（単身者を除き、その者の有する施行マンションの区分所有権（法第二条第一項第十一号に規定する区分所有権をいう。）又は敷地利用権（同項第十六号に規定する敷地利用権をいう。）の価額を考慮して、施行再建マンションの住戸の専有部分の床面積を五十平方メートル以上とするために必要な費用を負担することが困難であると都道府県知事（市の区域内にあっては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。）が認める者に限る。）の居住の用に供する住戸　三十平方メートル

(3)　(1)及び(2)に掲げる住戸以外の住戸　五十平方メートル

ロ　施行再建マンションの住戸の構造が、各戸の界壁（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第七十八条の二に規定する耐力壁である界壁を除く。第三項第二号において同じ。）の配置の変更により、各戸の専有部分の床面積を変更することができるものであること。

2　租税特別措置法施行令第二十条の二第十項及び第三十八条の四第十九項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める法第二条第一項第一号に規定するマンション（以下「売却再建マンション」という。）の住戸の規模の基準は、売却再建マンションの各戸の専有部分の床面積が、次の各号に掲げる住戸の区分に応じ、当該各号に定める値以上であることとする。

一　法第百九条第二項第四号に規定する代替建築物提供等計画（次号において単に「代替建築物提供等計画」という。）に記載された売却再建マンションの住戸であって、同条第一項に規定する決議要除却認定マンション（次号において単に「決議要除却認定マンション」という。）に現に居住する単身者の居住の用に供するもの　二十五平方メートル

二　代替建築物提供等計画に記載された売却再建マンションの住戸であって、決議要除却認定マンションに現に居住する六十歳以上の者（単身者を除き、法第百四十二条第一項第三号に規定する分配金の価額を考慮して、売却再建マンションの住戸の専有部分の床面積を五十平方メートル以上とするために必要な費用を負担することが困難であると都道府県知事等が認める者に限る。）の居住の用に供するもの　三十平方メートル

三　前二号に掲げる住戸以外の住戸　五十平方メートル

3　前項の規定にかかわらず、住宅事情の実態により必要があると認められる場合においては、同項の売却再建マンションの住戸の規模の基準を、同項各号に定める値以下で都道府県知事等が定める値以上とすることができるものとする。この場合においては、売却再建マンションの住戸の規模及び構造が次の各号に掲げるものでなければならない。

一　売却再建マンションの各戸の専有部分の床面積の平均が、前項各号に掲げる住戸の区分に応じ、当該各号に定める値以上であること。

二　売却再建マンションの住戸の構造が、各戸の界壁の配置の変更により、各戸の専有部分の床面積を変更することができるものであること。

附　則

この告示は、マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第八十号）の施行の日（平成二十六年十二月二十四日）から施行する。

○国土交通省告示第千百八十四号

港則法施行規則（昭和二十三年運輸省令第二十九号）第十二条の規定に基づき、港則法施行規則の危険物の種類を定める告示の一部を改正する告示を次のように定め、平成二十七年一月一日から施行する。

平成二十六年十二月二十二日

国土交通大臣　太田　昭宏

港則法施行規則の危険物の種類を定める告示の一部を改正する告示

港則法施行規則の危険物の種類を定める告示（昭和五十四年運輸省告示第五百四十七号）の一部を次のように改正する。

別表第二号ロ中「シクロアルカン（炭素数が十及び十一のもの並びにその混合物に限る。）並びにその混合物」の下に「、直鎖又は分岐アルカン（炭素数が十から二十六までのもの及びその混合物に限る。）及びその混合物（引火点が摂氏六十度以下のものに限る。）、ノルマルアルカン（炭素数が九から十一までのもの及びその混合物に限る。）」を、「ターシャリーペンチルメチルエーテル」の下に「、直鎖又は分岐アルカン（炭素数が十から二十六までのもの及びその混合物であって植物由来のものに限る。）及びその混合物並びに軽油の混合物（アルカンの体積が二十五パーセントを超え九十九パーセント未満のものであって引火点が摂氏六十度以下のものに限る。）、エチルアルコール（植物由来のものに限る。）及びガソリンの混合物（エチルアルコールの体積が二十五パーセントを超え九十九パーセント未満のものに限る。）」を、「ニトロプロパンの混合物（ニトロプロパンの濃度が六十質量パーセントのものに限る。）」の下に「、オレフィン混合物（炭素数が七から九までのものの混合物であって、炭素数八のものを主成分とし安定化されたもの。）」を加え、「、スルフォン化ポリアクリレート（水溶液）」を削る。

別表第二号ヌ中「アルキルトルエンスルホン酸カルシウム塩」を「トール油のナトリウム塩（粗製のものに限る。）」に改める。

○国土交通省告示第千百八十五号

危険物船舶運送及び貯蔵規則及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成二十六年国土交通省令第九十三号）の施行に伴い、及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）第三十七条の十七第三項第二号の規定に基づき、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第三十七条の十七第一項第一号イ(3)ただし書の容器及び包装を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年十二月二十二日

国土交通大臣　太田　昭宏

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第三十七条の十七第一項第一号イ(3)ただし書の容器及び包装を定める告示の一部を改正する告示

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第三十七条の十七第一項第一号イ(3)ただし書の容器及び包装を定める告示（平成四年運輸省告示第三百二十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第三十七条の十七第三項の容器及び包装を定める告示

本則中「第三十七条の十七第一項第一号イ(3)ただし書」を「第三十七条の十七第三項」に改める。

附　則

この告示は、危険物船舶運送及び貯蔵規則及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行の日（平成二十七年一月一日）から施行する。

○東北地方整備局告示第百六十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年十二月二十二日

東北地方整備局長　縄田　正

その関係図面は、平成二十六年十二月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十五号